

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（505）

2. 日 時：令和5年4月26日 13時30分～14時55分
15時05分～16時15分
16時30分～17時00分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官※、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、
大塚安全審査官※、平本安全審査専門職

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 原子力安全推進グループリーダー、他15名

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）※、他8名※
名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等（SAT106 r. 5. 0）
- （2）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等（SAT106-9 r. 5. 0）
- （3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等）
- （4）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的

能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等

- (5) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r. 5.0)
- (6) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r. 5.0)
- (7) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
- (8) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r. 5.0)
- (9) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等 (SAT113-9 r. 5.0)
- (10) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等)
- (11) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等
- (12) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114 r. 5.0)
- (13) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.14 電源設備【57条】(SA57 r. 5.0)
- (14) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA57H r. 5.0)
- (15) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等 (SAT114-9 r. 5.0)
- (16) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.14 電源設備【57条】(SA57-9 r. 5.0)
- (17) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故

等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA57H-9 r. 0.0)

- (18) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等)
- (19) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第57条 電源設備)
- (20) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等
- (21) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第57条 電源設備
- (22) 泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 技能 1.6 / 第四十九条, 技能 1.7 / 第五十条, 技能 1.13 / 第五十六条, 技能 1.14 / 第五十七条

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	正常の気持ちです。それでは本日のヒアリングをお願いします泊発電所3号炉の設備手順関係です。まずは電源からで、1.14から説明をお願いします。
0:00:20	北海道電力の藤田です。
0:00:22	それでは本日1. 技術的能力1.4と54条から、まずご説明させていただきます本日2回目のヒアリングということで、主にコメント回答それから、
0:00:33	自主的に修正させていただいたところをご説明させていただきます。
0:00:38	まず1.14の方からご説明させていただきますけれども、
0:00:43	今回ですね、有効性評価が想定事故の方の燃料評価の見直しに伴いまして、
0:00:51	全体的に1.14それから57条の当該部分というのを修正してございます。ただちょっと一部取り込めてないところもございますので、
0:01:03	そちら後程確認いただきたいと思っておりますけれども、またちょっと57条と1.14で、少し整合がきちんと取れてないところもございまして。こちらの次回きちんと反映させていただいて提出させていただきたいと思っております。
0:01:18	それともう1点ですね、ちょっとこちらにも再三コメントいただいていることなんですけれども、マスキング箇所ですね、ちょっと条文間の整合がまだきちんと取れてないところを確認できてないところがございまして。
0:01:32	例えば、資料の4-4ですと、
0:01:36	ページ比較表の130。
0:01:39	1ページになるんですけども、
0:01:44	第1、149図ですね、これもマスキング全然とっても良いい内容なんですけれども、また別の条文の方ではこれマスキングしないような、
0:01:54	取れてるものもございまして、こういったものはまだ結構ありますので、きちんと見直させていただきたいと思っております申し訳ございません。
0:02:03	それでは、1.14の説明の方を、市野関からさせていただきます。
0:02:14	北海道電力市野関でございます。技術的能力1.14についてご説明させていただきます。
0:02:21	本日の説明の流れですが、初めに、前回ヒアリングコメントにおける指摘事項につきまして資料4-7の、
0:02:29	ヒアリングコメント回答リストにて回答させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:34	次に、資料 4-4 比較表用いて、今回主な修正内容について説明させていただきますまして、そのあと、
0:02:44	資料に一部不備がございましたので、そちらについてご説明させていただきます。
0:02:50	その他、今回、
0:02:52	添付資料提出してございます添付資料につきましては、大井と同様の添付資料を作成し、
0:02:58	女川実績についても反映してございます。
0:03:01	また、女川実績を踏まえまして、資料 4 の一位になりますが、
0:03:08	191 ページから 193 ページに、
0:03:12	なるんですけども、
0:03:14	新たに添付資料 1-14-14 を作成してございます。
0:03:19	なお、
0:03:22	比較表。
0:03:40	比較表ですと 265 から 267 ページになります。
0:03:53	なお、資料 4-9、記載適正箇所リストを提出してございますが、こちらにつきましては、資料全体の適正化、誤記訂正が主な内容になりますので、説明の方、
0:04:05	割愛させていただきます。それでは、ヒアリングコメントの回答をさせていただきます。
0:04:12	資料 4-7 の
0:04:15	ヒアリングコメント回答リスト。
0:04:19	ナンバー1 のコメントでございますが、
0:04:23	防護板の表現について防護板が、当該設備の代表として適切か確認の上、必要に応じ修正し説明するようコメントをいただいております。
0:04:34	本項につきましては、泊 3 号炉の防護板、
0:04:39	などは大井の、渋田と同等物を指していますが、
0:04:45	泊の記載表現よりも、
0:04:49	ディーゼル発電貯油槽の設備としての代表としては、大井の兵渋田の記載表現が適切であることから、
0:04:57	大井と同じ、兵渋谷記載表現を修正してございます。
0:05:08	コメント回答につきましては、以上となります。
0:05:16	次に、前回資料からの、
0:05:19	主な修正内容についてご説明させていただきます。
0:05:23	す。それでは資料 4-4 の比較表の取りまとめた資料。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:28	1 ページ目をご確認願います。
0:05:40	これ、
0:05:40	タンクの容量として 60% ぐらいというのでは、はい。はい。容量として必要なのが 50 なんですけど、すいませんちょっと。はい。
0:05:53	主な内容としまして黄色ハッチングしている、冒頭の内容でございますが、有効性評価想定事故 1 及び想定事項における、
0:06:03	燃料消費に関する評価の見直しのため、発電所内で所有する燃料にさらなる余裕を確保するよう、約 60 キロで、
0:06:14	程度の燃料タンク、SA を新規に設置することに伴いまして、技術的能力 1. 事業本部図表、添付資料の全域にわたり、
0:06:24	設備の追加手順の追加内容を反映してございます。
0:06:28	また、
0:06:29	あわせまして代替非常用発電機等へ燃料補給するための複数ルートでの給油手段の見直しを行いまして、
0:06:37	代替所内電気設備による給電手段であっても、複数ルートを確保するよう、代替所内電気設備の給電対象負荷に、ディーゼル発電機燃料移送ポンプを追加してございます。
0:06:52	主な修正内容については以上となります。
0:06:57	続きまして、今回提出した資料の誤記に関する内容について、3 件ご説明させていただきます。
0:07:05	件名になりますが、資料 4-4 の比較表の
0:07:10	1-14 ページ、ご確認願います。
0:07:19	右下にあります、添付資料 1-14-16 の名称なんですけれども、現在、重大事故時における燃料補給に関わるアクセスルート、
0:07:31	と記載していますが、正しくは、
0:07:34	重大事故時における燃料補給に関わる複数ルートの確保についてが正しい名称となっております。
0:07:46	2 件目になりますが、資料 4-4 の比較表の
0:07:52	1-14103 ページをご確認願います。
0:08:02	泊欄の二つ目のパラグラフの記載している内容ですが、燃料補給対象設備、
0:08:09	が、地象発生後 7 日間で運転継続するために必要な燃料消費量を現在 168.2 キロリッターと記載していますが、
0:08:19	正しくは 182.3 キロリッターとなります。
0:08:25	こちらにつきましては、平成 57 条の記載とあわせ修正いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:34	3 件目になりますが、資料 4-4 の比較表の、
0:08:38	1-14、
0:08:40	168、169 ページをご確認願います。
0:08:54	こちらにつきましては、燃料タンク、括弧 S A への概要図及びタイムチャートをお示ししていますが、そういう理由を記載しておりませんでした。
0:09:04	こちらにつきましては、そういう理由を追記させていただきます。
0:09:08	内容としましては、泊はディーゼ夏電気、燃料貯油槽及び、
0:09:14	燃料タンク括弧 S A にて重大事項等対応が可能な備蓄量を確保する方針であることから、燃料タンク、括弧 S E から可搬型タンクローリーへ、
0:09:24	燃料補給する手順を整備する。
0:09:27	といった内容を記載させていただきます。
0:09:31	後期、記載抜けが複数あり大変申し訳ございません。
0:09:35	次回提出時に修正、追記して訂正させていただきます。
0:09:41	技術的能力 1. 14 の説明は以上になります。
0:09:53	規制庁秋本ですそれでは確認入りたいと思いますまず、コメントの方は、具体的にはあれでしたっけな。何ページを修正されたんでしょうか。
0:10:22	電力一関です。既比較表の 93 ページになります。
0:10:48	その他ですね、操作の成立性の方にも記載してございまして、
0:10:55	1-14 の 98 ページにも記載しております。
0:11:29	規制庁アキモトですっけい。
0:11:32	93 ページの方だ等、
0:11:35	ページぶた及び給油孔を開放する、
0:11:40	これは、
0:11:44	某
0:11:46	今まで防護板等、
0:11:48	にしてたけど、
0:11:51	そもそも、全部にわたって防護板っていうのは出てこないように、
0:11:58	しているのか等に含むのか。
0:12:02	は、何かありますっていうのもちょっとここはどうも書いてないから、どういう考え方なのかなって思っただけなんすけど。
0:12:32	すいませんちょっとお時間ください。
0:13:00	北海道電力の藤田です。前回等を入れてたんですけども、藤自体、必要なかったと、改めて調べますと等は不要だったという認識です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:17	麻生。
0:13:19	ちょっと適切じゃないですね。
0:13:21	どう、
0:13:23	そっか。
0:13:24	ちょっとすいません、前言撤回させていただきます。防護板等という記載ぶりだったんで、閉渋田も含めた記載だったと、ということではい。
0:13:35	で、今回、そこをトータルをさして、C、
0:13:40	豚にしたと。
0:13:42	両方さしてはい。
0:13:43	はい。
0:15:50	規制庁協本です先行と同等になっているということで理解しました。はい。それでは、その他、
0:16:00	ごめん。
0:16:01	藤以外でも構わないですけど何か確認ありますでしょうか。
0:16:09	規制庁からについて比較表の 290 ページをお願いします。後ろから 2 枚目ぐらいですか。
0:16:23	追設された燃料タンク S A D タンクの容量としては 60 キロリットルで、頂上貯蔵量が 50 キロリットルって扱いだと思うんですけど、
0:16:36	それって何か、どういうふうに書き分けというのか、っていうのがちょっと気になって、
0:16:41	倉庫はどういう扱いになってるのでしょうか。
0:16:46	北海道電力の藤田です。
0:16:48	すいませんちょっとまだ検討の段階であって、ちょっと記載がぶれてるところもあるかなと思うんですけども、
0:16:55	確かに 5060 って両方書く等、
0:16:59	混乱を招くかなというふうにも思いますんで、
0:17:02	どちらかに統一した方がいいのかなというふうには思ってます。今有効性評価上必要な評価上は 50 必要だというふうに宣言してますんで、そこは間違いなくて、あとここタンクっていう書き方だったので、
0:17:14	タンクであれば容量がわあ、こちらも 60 で確定してるわけではないんですけども、60 点程度の 60 k l 程度のタンクっていうふうに記載が、記載の方がいいかなという意図でした。
0:17:29	規制庁、水間まだ検討中ということでちょっと記載の検討いただけるといことで了解しました。私から以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:38	規制庁秋本ですかちょっと関連でスペック的にはどっちで書くってなってるんでしたっけ両方を記載するなんて、
0:17:47	やってないっすよね。やってるんでしたっけ。
0:17:56	北海道電力の山本でございます。こちらの57条の容量選定根拠、こちらの方で記載してございます。
0:18:06	今ですねディーゼル発電機燃料貯油槽こちらにつきましては
0:18:11	保安規定に書いている規定値以上というのを
0:18:16	要領として記載してまして括弧書きで全体のタンクの容量を記載してます。ですので今回燃料タンク、カッコSAという、新しいタンクを増設しますがこちらについては50以上ということに記載して括弧書きで、
0:18:33	タンクの実用量、それを記載しようと考えてございます。
0:18:39	ですので必要な容量といたしましては50キロリットル以上と。
0:18:43	50立米以上ですね。
0:18:45	となります。
0:18:46	以上でございます。
0:18:49	規制庁の木本ですじゃあ二つ数字が出てくるってことで、理解しましたんで、その上でだからあれですね、さっき片桐もあった通り、
0:19:01	どっち
0:19:02	次へ。
0:19:04	何か。
0:19:06	なんでしょうね、これ。
0:19:07	後、約60kL要領要領の、
0:19:12	貯蔵するとかがあれば、50でしょうって事ですよ。わかりました。
0:19:46	規制庁脇本ですそれで衛藤。
0:19:49	168ページに図があってイメージ図ということであって、
0:19:56	今ちょっと166と。
0:19:59	見てただけなんですけど、
0:20:02	これは168の方は、別にポンプとかもいない設計になっているっていう理解でいいんですか。
0:20:15	北海道電力市野関です。こちらの概要図に関しましては、燃料タンクから可搬型タンクローリーへくみ上げる概要図を示しております。くみ上げに関しましては、可搬型タンクローリー付の給油ポンプを使用しまして、くみ上げすること。
0:20:32	ことになっております。
0:20:35	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:40	規制庁秋本です。図には書いてないけど、タンクローリーに据えつけられているものっていうことでいいんですか。
0:20:57	北海道電力市野関です。ご理解の通りです。
0:22:08	規制庁脇本です。一応確認ですけど 168 の図は、
0:22:15	TPとはちょっと入ってないんですけど、まだまだ
0:22:20	1 は、
0:22:22	高さ関係の位置とかもまだ決まってないってことなんでしょうか。
0:22:38	北海道電力の藤田です。
0:22:40	1-14 の 170 ページの方に、
0:22:44	一応 1、
0:22:45	お示してる図はございます。ただこちらにも注記させていただいておりますけどまだ確定ではございませんので、変更の可能性があると記載ぶりで、一応この緑の、
0:22:58	由井通りの緊対所の右の方にあると思うんですけども、こちらを設置場所と考えてますんで TP としては、
0:23:05	ごめんなさい。
0:23:06	AP 緊対所の高さですね、TP。
0:23:10	30、39 か、TP 39 メートルですね。はい。
0:23:16	規制庁アキモトでそしたら、1686 と 8 で、何ていうんでしょう。足りないものが書けるんだったら書いといてもらわないといけないかなと思うんですけど。
0:23:30	北海道電力の藤田です。承知しました確かにおっしゃる通りと思いますので、変わる可能性があるということも注記で加えた上で、その情報を付加したいというふうに思います。
0:25:34	規制庁沖本です。わかりましたそれであれば、手順的に渡したところっていうのはどこになる感じですか。
0:25:43	丹
0:25:46	(エ) 製のタンクですね。
0:25:56	北海道電力市野関です。手順の方になりますが、
0:26:00	比較表の 97 ページ、
0:26:07	97 ページになります。
0:26:17	北海道電力の藤田です。基本的に、
0:26:21	人のある園で既存の、
0:26:23	燃料貯油槽と同じような手順を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:27	また、多分、そのまま、多分じゃなくてそのままその下SA燃料タンクに変わっただけのような内容にはなってます、くみ上げは一緒ですので、
0:26:50	規制庁アキモトです。
0:26:52	時間的にも、
0:26:57	何、何か変更。
0:27:00	そっか。これか。比 98 ページですね。
0:27:07	ここの見積もり、
0:27:09	出る 120 分っていうのは、
0:27:17	どう出してるんでしょうか。
0:27:50	北海道電力市野関です。時間の方ですけども、タイムチャートに示しております、
0:27:56	比較表の 169 ページになります。
0:28:03	手順としては、ディーゼル発電機貯留槽から下は、管がタンクローリーへ補給する手順と一緒にになりますので、操作、
0:28:13	作業時間としては、同様の 120 分となっております。
0:28:17	以上です。
0:29:11	規制庁秋本ですその他確認ありますでしょうか。
0:29:33	規制庁脇本です 103 ページで、
0:29:37	期年、
0:29:40	燃費。
0:29:43	黄色になってるんですけど何かヘスペック的に変更があったとかそういうことなんですか。
0:29:53	北海道電力市野関です。前回の記載でですね、
0:29:57	小数点第 1 を記載していませんでしたので、詳細に記載するために、小数点第 1 まで記載させていただきました。
0:30:26	規制庁アキモトですここの燃費とかは、一応消費数で第 1 まで書くっていうルールで、
0:30:35	他のところもやっているっていうことでいいですか。
0:30:56	北海道電力の山本でございます。57 条の方でもですね野川さんの方で小数第 1 まで書いてますので、そちらに合わせて詳細第 1 まで記載することとしてございます。以上でございます。
0:32:53	北海道電力市野関です。添付資料の
0:32:58	なんです、女川 2 化にあわせ女川にあわせまして訓練実績等といった表現で、以前までは実績と書いていたんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:08	訓練実績等といった形に記載しております。
0:33:33	この
0:33:34	北海道電力の藤田です。
0:33:36	257 ページの、時間の作業時間の訓練実績等の 95 分ですけども、新たに訓練をして、時間を反映したというものでございます。
0:33:57	規制庁アキモトです 257 ページの、
0:34:02	同じホース接続はカップラ式となっているためであれ、他のやつってクイックカップラ。
0:34:08	って書いてたんじゃないでしょうっけ。
0:34:11	クイックが入ってたのかなって思うんですが入ってないやつもあるってことですか。
0:34:29	北海道電力の藤田です。クイックカップラーの方があまり正しくない記載ということで、まだカップラーカップラーにすべて表現を統一しようと思ってたんですけどもまだ統一しきれないところが、
0:34:43	あるということですので申し訳ございません。
0:36:57	規制庁アキモトですそれでは 1.14。その他ありますでしょうか。
0:37:28	北海道電力の山本でございます。先ほど燃料消費量の件小数第 1 まで記載しているのは女川さんに合わせていますというご回答させていただきましたが、すいません今一度確認をいたしましたところ、
0:37:40	女川さん小数点以下は記載してございませんでした。弊社の方の有効性評価、こちらの方で小数第一位まで記載してございましたのでこちらに合わせて小数第 1 まで記載すると。
0:37:52	ということで統一を図っているものでございます。大変失礼いたしました。以上でございます。
0:41:41	規制庁脇本ですそれではじゃあ、1.14 は、その他ないので衛藤。
0:41:48	57 条側の説明をお願いします。
0:41:52	はい。北海道電力の山本でございます。引き続きまして 54 条の方、説明をさせていただきます。資料 4-8 のヒアリングコメント回答リストをご覧ください。
0:42:05	こちら前回コメントいただきまして燃料補給設備についてですね、燃料系統の配管弁等の扱いを含めて、ホースのみの記載で良いか確認し、説明することというコメントをいただいております。
0:42:18	こちらにつきましては再度確認いたしまして、他の条文他の衛生条文ですね。でもですね、水気の方につきましては配管弁類、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:28	こちらの方記載してございますので、こちらの燃料、保険設備、こちらにつきましても、配管弁類の記載をしてございます。具体的には、比較表、
0:42:41	資料4-5の比較表でございますけれども、こちらの57-18ページをご覧ください。
0:42:51	こちらの57-18ページ、(4)といたしまして燃料保険設備による給与を記載してございますこちら、3段落目になりますけれども3段落目の下から2行目ですね
0:43:03	コース、と書きまして確保して、D、Dの燃料移送ポンプ使用時は配管弁類を含むということでこちらの方に追記をしてございます。
0:43:15	コメント回答につきましては以上でございます。
0:43:18	引き続きまして適正化リスト資料4-10の方をご覧ください。こちらにつきましても、誤記訂正等を行ってございます。
0:43:28	1ヶ所ですね2枚目のNo.16、こちら、
0:43:32	代替非常用発電機、こちらの操作場所につきまして
0:43:37	中央制御室または設置場所で
0:43:40	給電できる設計とするというふうに記載をしておいた箇所でございますけれどもこちらについては及びというふうに記載を修正してございます。
0:43:49	こちらにつきましては57の42ページ、比較表の方をご覧ください。
0:44:01	はい。比較表57の42ページでございますけれどもこちら操作性の確保ということですね、代替非常用発電機、こちらにつきましては、中央制御室、
0:44:13	及び設置場所の操作器等により操作が可能な設計とすると、こちら設計とすると、可能な設計とするとっておりますので、またはとってしまうとどちらか一方で良いように受け取られる。
0:44:27	恐れがございましたのでこちらは両方とも操作ができますので及びということで見直しをしてございます。
0:44:34	例えばその下にあります系統構成に必要な遮断器等こちらにつきましては中央でできるものを現場でできるもの、両方でできるもの、こちらが混在してございますのでいろんな遮断機等がございましたのでこちらまたあのままにしていると。
0:44:48	ということでございます。
0:44:56	引き続きまして
0:44:59	資料4-5、取りまとめた資料の方をご覧ください。取りまとめた資料。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:06	1 ページ目でございますが、申し訳ございません先ほど技術的能力 11014 の方で 1-1 の当社が自主的に変更したものといたしまして燃料タ ンク S A の
0:45:18	記載をしてございましたけれどもこちらの方、すいません、記載してご ざいませのでこちら、次回、修正させていただきたいと思います。
0:45:27	引き続きまして取りまとめた資料の 3 ページ目、
0:45:33	ナンバー 6 の
0:45:36	そういう理由のところでございますけれどもこちらの泊のディーゼル発 電機燃料貯油槽
0:45:42	で燃料を確保する設計とすると記載してございましたけれどもこちらの方 に、燃料タンク衛生を新規に設置して、
0:45:50	燃料を確保する設計とすることによって記載をしてございます。
0:45:55	取りまとめた資料ナンバー 8、取りまとめた資料の 8 ページ目ですね、 こちらの方に電源設備の一覧を記載してございますけれども、
0:46:05	こちらの方にも燃料タンク衛生を追加してございます。
0:46:09	あとですね先ほど技術的能力の方でも説明させていただきましたが代替 所内電気設備、こちらにディーゼル発電機燃料移送ポンプこちらを追加 するということによって記載してございます。
0:46:22	取りまとめた資料 16 ページ目をご覧ください。
0:46:26	こちらにつきましては先ほど技術的能力で説明させていただきました図 面を記載してございます。
0:46:33	こちらの T P の反映ですとかそちらについては技術的能力の反映をして いきたいと思っております。
0:46:41	あと、今回補足説明資料を
0:46:45	新たに提出をさせていただきました。その中でですね、
0:46:50	補足説明資料の比較表、
0:46:55	4、資料 4-6 でございますけれども、
0:46:57	こちらの 57-1-6 ページをご覧ください。
0:47:04	これ以降にですね S S A 設備の基準適合性の一覧表を記載してございま す。
0:47:11	こちらの表がですね
0:47:15	まとめ資料本体の方。
0:47:17	と、すいません表の
0:47:20	幅が若干ずれてしまってですね申し訳ございません貼ってる。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:24	図が違うように見えておりますけれども、中身は同じものでございますが すいません。
0:47:32	適切なものを張りつけたいと思ってございます。あと本体の方につきま しても黄色枠、こちらが漏れてございました。大変申し訳ございませ ん。
0:47:41	こちらについてもあわせてお詫び申し上げます。
0:47:47	引き続きまして補足説明資料の
0:47:55	後ろからめくっていただいでですね、12-12 ページ。
0:48:00	ホ 57-12-12 ページをご覧ください。
0:48:04	後から、
0:48:06	4 枚ほどめくったところになります。
0:48:09	3 枚ですかね。
0:48:17	ほ、57-12-12 ページ、こちらに右下にですね、表をつけてございま す。表 57-12-1。
0:48:26	こちらをつけてございますけれども、こちらの
0:48:30	負荷名称計装電源設備のところの右側の負荷容量のところございま すけれども、こちらの 22 kW ずつということで記載をしてございま す。
0:48:40	こちら下の二つ、充電器 C 充電器 D、こちら申し訳ございませ ん。誤記 でございまして、充電器に充電器、
0:48:50	の誤記でございまして。
0:48:52	あわせましてその上にあります充電器充電器 B、こちらにつきま して も、A というのを B というのを頭につけてございまして、こちら合 わせまして修正をさせていただきます。
0:49:04	冒頭申し上げました通り他条文の取り込みがまだ一部しっかりできて いないところと、今回のような充填系 B のような
0:49:16	しっかりと統一が図れてないところがございましたのでこちらにつ いて も次回、提出させていただくまでにしっかりと反映させていただき たい と思います。
0:49:24	あとあわせましてマスキングにつきましてもですね、57 条の方にも不 一 致しているところがございまして、こちらについては適切に修正を、
0:49:35	意思いたしたいと思ってございます。
0:49:37	57 条の説明は以上でございまして。
0:49:45	規制庁アキモトです。はい、それでは確認に入りたいと思います。何 か 質問コメント等ありますでしょうか。
0:50:02	規制庁の片桐と補足の方、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:09	比較表の
0:50:13	1、
0:50:15	真ん中よりちょっと後ぐらいの遅く 57 の、
0:50:21	9-36 ページをお願いします。
0:50:36	ここは上から 4 行目ぐらいにケーブルルート図を図なんたらに示すって書いてあって、
0:50:46	それ、その図を見に行くと、多分比較表で、補足 7-9 の、
0:50:53	こっちは、比較表だと 264 ページに、
0:50:58	なるのかな。そっちを見ると何か、
0:51:02	火災の区域図みたいのが入ってるんですけど、この中にケーブルのルート図って、
0:51:09	90
0:51:13	はい。北海道電力の山本でございます今補 57-9-264 ページ、こちらのケーブルルート図としてお示ししているものでございます。
0:51:24	こちら左側でございます女川さんに合わせまして火災区画図の上にケーブルルートに記載しているものでございます。ちなみにですね 264 ページ目。
0:51:36	をご覧くださいますと、
0:51:39	ちょうどこれ、すみません縦になって、見にくいんですけども、矢印をし、右の方に引っ張ってあって小さい
0:51:49	線がありますこの線がですね、赤い中の、
0:51:55	赤い背景色の中に赤線、赤の実線を引いてございますけれどもこちら側のケーブルのルート図でございまして、右上の方に書いてございます
0:52:06	判例の、
0:52:09	作業でございます。
0:52:11	このようなケーブルルートに記載しているものでございます。
0:52:16	木崎さん、わかりましたちょっと見方が悪かったなと思いますすみません。はい、了解しました。
0:52:33	いや、規制庁から技術で、補足じゃなくて本体の方なんですけど、比較表の 57 の 18 ページをお願いします。
0:52:49	先ほどコメント回答のところ配管弁類を含むっていうのを中に追記していただいたんですけど、
0:52:57	一番下のところの流路としてホースをっていうところは、
0:53:04	何たら設備の配管弁みたいなので書かなくてよろしいんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:10	北海道電力の山本でございます。大変申し訳ございません。失礼いたしました。こちらにも記載をするべきでしたので記載いたします。申し訳ございません上の方にもですね配管弁及びホースリーと、
0:53:24	配管弁類及びホースというふうに記載してございますのでこちらと同じような形ですね、今ご指摘いただきました、下の方、
0:53:33	につきましても、配管弁類及びホースリーということで記載を追加したいと思います。以上でございます。継続でして了解しました。あと、57の30ページをお願いします。
0:53:52	もしかしたら前に聞いたかもしれないんですけど上のところで
0:53:58	燃料タンク食うわー円操作等により、悪影響を及ぼさない影響をするっていう記載があるんですけど、
0:54:08	一番上の二条の、
0:54:10	ところをですね、二つ目の2、
0:54:14	28ページの方で、燃料短甲及び移送ポンプはっていう記載になってて、
0:54:22	こっって何か、
0:54:25	書き分けていらっしゃるんですかねポンプは、30ページはないんですけど、
0:54:48	はい。北海道電力の山本でございます。燃料移送ポンプ、こちらにつきましては交流の負荷でございます、交流電源で給電するものでございます。こちらの直流になってございますので直流では給電できないということで燃料移送ポンプは使わずに、
0:55:05	直接タンクからくみ上げるということで今回燃料タンク衛生こちらも追加して、対応して参る所存でございます。以上でございます。
0:55:16	規制庁から伊佐ゴールド直流で扱いが違うということで了解しました。
0:55:23	次57-37ページをお願いします。
0:55:33	今回黄色ハッチングで追記いただいたところなんですけど、
0:55:38	このタンクローリーを用いて供給する容量を考慮してっていうのが上下の段落で入ってるんですけど、
0:55:47	これって何か、どこか先行でこういう記載をされているようなところって、
0:55:53	あったんでしょうか。
0:56:10	北海道電力の山本でございます。こちらの記載ですすみません
0:56:17	先行さんの
0:56:19	記載を、
0:56:22	少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:44	北海道電力の山本でございます。すいません。センコーさんの記載を確認したと、すみません記憶してございますが、申し訳ございません今即答できませんでこちらにつきましては
0:56:57	燃料タンク食う新たな燃料タンクとですね貯油槽、こちらを合わせて想定事故1の有効性評価に対応すると。
0:57:07	ということで記載をしているものでございます。以上でございます。
0:57:11	金城ですもし確認できましたら、そういう理由のところが何か1000先行の参考で張りつけていただくかちょっと、
0:57:21	工夫いただいて記載いただけたらと思います。
0:57:25	はい。北海道電力の山本でございます。こちら参考にした先行電力さんの記載、こちらについて貼り付けが漏れており大変申し訳ございません。こちらについては確認をして記載の充実を図りたいと思ってございます。以上でございます。私からとりあえず以上です。
0:57:47	規制庁の平本です。
0:57:49	その前のページ36ページで、一つ確認なんですけども、
0:57:54	上のところに、花粉型直流電源用発電機の
0:58:01	保有数を書いてあるんですけれども、
0:58:05	上から3行目のところは、それぞれ1セット1台使用すると。
0:58:11	いうふうに書いてあって、それで、
0:58:14	それはここの絵の文章の意味の確認なんですけども、その下にセット2台って書いてあるのは、
0:58:21	可搬型直流電源A、これはちょっと、この1セット1台と下の2セット2台の、
0:58:28	意味をちょっと説明してもらえませんか。
0:58:33	北海道電力の山本でございます。こちら今ご指摘いただきました、上の記載、こちらにつきましては可搬型直流電源用発電機でございます。
0:58:44	こちらの発電機につきましては可搬型は、代替日、発電機、
0:58:49	と同様にですねこちらについては2セット2台に加えてバックアップ用として準備をしているというものんいう記載でございます。一方下の三行につきましては、
0:59:01	可搬型直流変換器、
0:59:03	こちらの整流器でございまして発電機で発電した交流電源を直流に変換する装置でございます。
0:59:12	こちらの変換する装置につきましては、1セット1台に加えて、2台、
0:59:18	準備するというものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:23	以上です。
0:59:24	規制庁平本です。
0:59:28	循環器の方は、上の4行のところに設定1台って書いてあるんで、下の
0:59:36	方にも1セット1台って書いてあるんで、これはわかるんですけども、発電機の方ですね。
0:59:43	発電機の方が、上の4行のところには、1セット1台と書いてあって、その下のパラグラフで2セット2台って書いてある。
0:59:51	もうちょっとどういう意味かなと思ってお聞きしました。
0:59:58	北海道電力の山本でございます大変失礼いたしました57-36ページ
1:00:04	一つ目の段落ですねこちらの方1セット1台というふうに記載をしておりますがこちらの発電機の記載が漏れてございます。大変申し訳ございませんでした。こちらにつきましては発電機については、
1:00:17	2セット2台と、返還金については1セット1台というように書き分けた記載に修正をしたいと思います。大変申し訳ございません。
1:00:28	規制庁平本です。わかりました。
1:00:32	私から以上です。
1:00:38	規制庁協持つですそれでその他、いかがでしょうか。
1:00:48	規制庁の伊井です。衛藤すみません比較表の全部の方で、添の57の43ページをお願いします。
1:01:08	下の方で燃料タンクSAのところ追記いただいているんですけど、
1:01:15	給油工を設けることにより、通常時の系統構成から速やかな切り換えって書いてあるんですけど、これは、
1:01:23	具体的にはどういうことなんでしょうか。
1:01:29	はい。北海道電力の山本でございます。こちら上に記載してございます。
1:01:36	ディーゼル発電機燃料という貯油槽急行と同じ記載でございますが、こちら先ほどご覧いただきましたタンクのポンチ絵がございましたけれども、こちらの上の負担。
1:01:48	でございます。こちらは休校と称してございます。
1:01:53	以上でございます。
1:01:57	燃料タンクSAの方で、何か通常時の系統構成から切り換えて使う。
1:02:03	ていようなものなんでしょうか。
1:02:09	北海道電力の山本でございます。通常時は閉止してございまして通常演技しているということでここに、すみません入れてしまいましたですが確かに片桐さんに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:24	ご指摘いただきました通り、通常時には使わない。
1:02:29	設備ですよねと。
1:02:31	ということかと。
1:02:34	思います。
1:02:36	今ご指摘いただいた内容を踏まえてですね、ちょっと今一度こちらの方の記載については再考いたしたいと思います。
1:02:43	規制庁加賀です。了解しました。はい。私から以上です。
1:05:03	規制庁アキモトです。添付の57の2⑤ですね205で、
1:05:11	今他の条文で、
1:05:14	江藤、原子炉建屋の記載をどうしますっていうのを、
1:05:21	検討していただいていると思うんですけど。
1:05:25	電源はないかなあとと思ってたら、
1:05:29	後ろの方に結構出てくるんだと思って、ここって何か補
1:05:34	現象建屋だけで、
1:05:37	行く間Gですか。
1:05:42	はい。北海道電力の山本でございますこちらにつきましては燃料移送ポンプの出口弁ですとか
1:05:53	連絡弁ですとか、これらは原子炉建屋の中に入ってまして中央制御室ですとか燃料取扱棟、
1:06:03	あのような場所ではなく、原子炉建屋というところ、純粋に原子炉建屋になりますので、何、
1:06:12	中央制御室とか、燃料取扱棟のような環境が変わるところではないと思ってございますのでこのままの記載でいこうと考えてございます。
1:06:24	以上でございます。
1:06:30	規制庁アキモトですわかりました。具体的にはあれ何でしたっけここ、何か
1:06:35	それぞれ名称がついているっていうふうに、
1:06:39	認識してたんですけど、ここ、これは、
1:06:44	燃料熔融移送ポンプ出口連絡サンプリング辺とかは、
1:06:51	具体的にはどこになるみたいなのはあるんですか。
1:06:55	30k種周辺なんじゃないですか。北海道電力佐口です。山本確かに操作環境とか、特殊な環境ではないので一般区画として原子炉建屋っていう考え方。
1:07:07	はあるんですけど、協議の中で原子炉建屋周辺補機等格納容器、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:14	燃料取扱棟で構成すると書いているので、原子炉建屋というともう、格納容器まで含んだ記載になってしまうと読まれる。
1:07:22	可能性があるということですので、全面的に、
1:07:26	我々原子炉建屋と書いているのは、一般的にはもう周辺法規等、
1:07:29	を指していると思いますのでそこを合わせて、全条文で主
1:07:34	修正に入りたいと思っていたところです。
1:07:51	規制庁秋本ですわかりました。元電源だけ特殊にならないようになってればいいなと思ったので、ちょっと確認したところです。修正される予定ということで理解しました。
1:08:06	その他何かありますでしょうか。
1:12:27	規制庁脇本ですそれではじゃあ57条その他よろしいでしょうか。
1:12:34	はい、どうぞ。
1:12:42	先ほどの北海道電力の山本でございます。先ほど
1:12:49	燃料タンクですね新たに追加した燃料タンクとそれらを考慮して有する設計とするという記載はどこを参照したのかというご質問を片桐さんからいただいておりますが、
1:13:02	すいません確認できまして、57の33ページ目をご覧ください。
1:13:08	女川さんの記載に、
1:13:10	実はこの記載がございまして、女川さんのG T G軽油タンク、こちらにつきましてはG T G経由タンクに対して、D Gの軽油タンク、
1:13:21	こちらの方からプラスアルファで補給をして、7日間を達成させると。
1:13:26	いう記載をしておったものでございます。こちらの57-34ページ、真ん中の赤字に記載してございますG T G軽油タンクはというところのくだりでございますけれども、
1:13:40	軽油タンクより、タンクローリーを用いて補給する容量を考慮して有する設計とすると、この記載を、すみません
1:13:48	真似て記載をしたものでございますただあそこ同じ場所にですね記載をしておった方が記載としては比較しやすいのかと思いますのでそちらの方にも女川さんの記載を再掲いたしまして、
1:14:01	容易に比較できるようにしたいと思ってございます。以上でございます。
1:16:50	規制庁アキモトです。カーリーました。これってあれですか、容量の単位って立米。
1:16:59	あれ。キロ。
1:17:01	ドルで書きたかったんじゃないかなかったですっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:05	北海道電力の山本でございます。現在保安規定の方でもですね立米という記載をしてございまして容積としては立米でそれを換算してキロリットルという単位も同じ値と。
1:17:20	考えてございます。例えば重さになりますとそれに比重とかがかかって単位が変わりますけれども、桐田瑠羽と立米については同じですので、
1:17:31	既存のタンクの単位及び保安規定に記載している、現在のDGの燃料貯蔵タンク、
1:17:41	の単位と合わせて現時点では記載しているものでございます。
1:17:46	以上でございます。
1:17:54	規制庁アキモト末の今の考え方手順の方も一緒っていう理解でいいんですか。
1:18:03	北海道電力の藤田です。手順書側ですね、有効性評価がKLとなつてたんでそのまますべてKLという記載で、
1:18:12	統一してます。
1:20:15	規制庁アキモトですそれでは、57条その他よろしいでしょうか。
1:20:22	はい。
1:20:24	では、じゃあ、また、引き続きちょっと事実確認して、何かあればまた確認をしたいと思います。
1:20:31	それでは10分間休憩させていただいて次のものに移りたいと思います10分休憩します。
1:20:46	規制庁秋本です。ヒアリングを再開します。ではちょっと1点炉くうの現象格納容器内の冷却等のための手順等からですね、説明をお願いします。
1:21:00	北海道電力山川です。本日は技術的能力1.62回目のヒアリングということで説明させていただきます。
1:21:09	説明の内容ですが、今回は最初にヒアリングコメントの回答リスト、1、1件ありましたので、意見ご説明します。
1:21:19	とその後、資料1と7を用いまして前回審査資料に対する記載適性箇所リストということで、いくつか自主的な修正他条文の反映としたものがありますので、
1:21:33	主要なものについて幾つか触れさせて説明させていただきます。
1:21:38	それでは資料1-5、ヒアリングコメント回答リストをお願いし、いたします。
1:21:46	こちらにつきましては、後、左コメントいただきましたのはA部、Bの格納容器スプレイポンプ冷却水の系統構成という記載が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:56	わかりづらいというご指摘いただきましたので、先行のPWRの審査実績を参照して適切な公文を検討することということでした。
1:22:07	こちらにつきましては伊方3号の記載がわかりやすいということがわかりましたので参考にしまして、新しく記載しましたのは、Bの格納容器スプレイポンプ自己冷却ラインの系統構成と、
1:22:23	いうふうに表現を見直しました。こちらにつきましては図表の方ですね系統図の方でも同じ言葉を使っていたので、そちらと制御、
1:22:33	正誤とった形になります。
1:22:40	具体的なページで比較表の1.6-53ページが、記載を見直した箇所になります。
1:22:48	53ページの上段の泊欄のところですけども、もともとBの×、大井さんと同じ記載でして、Bの隠れ格納容器スプレイポンプ冷却水の系統構成及び系統ベンティング屋内というケース記載だったんですけども、
1:23:04	伊方3ですと自己冷却ラインの系統構成を行うという記載がありました。
1:23:08	ということでわかりやすい記載型の方かなということで泊合い方に合わせて自己冷却ラインという記載にいたしました。あとそういう理由欄にですね参照する系統図記載しております。第1.6.12図ということで、
1:23:23	本体側の方が見やすいかなと思うんですけど、1.6の161ページ。
1:23:32	資料1-1になります。
1:23:46	ページ数間違ってるかもしれないすいません。
1:23:55	1.1.6の158ページですね、すいません。
1:24:01	こちらにBの格納容器スプレイポンプ自己冷却による原子炉格納容器キ一内へのスプレイの概要図が記載しておりますして、系統図で見ますと、右側に水源である燃料取替用水ピットがありまして、
1:24:17	左に向かってA、Bの格納容器スプレイポンプがあって、さらに左に行くと格納容器がありますと、格納容器スプレイポンプのところに点線で囲ってありまして、
1:24:28	この中の詳細を上ホームページ上側ですね。
1:24:33	※1で振ってあるところなんですけども、Bの格納容器スプレイ格納容器スプレイポンプ自己冷却ラインということで、電動機に冷却水を通水する系統こちらのことを指していますので、
1:24:45	表現はこちらが適切というふうに考えまして、今の記載にしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:55	続きまして前回審査資料に対する記載地域性箇所リストについて説明させていただきます。資料1-7をお願いします。
1:25:15	資料1-7のナンバー1になりますが、こちら、過般、前回のヒアリングの時に
1:25:24	可搬型温度計測装置の記載1.7か46、49条のときだったかと思えますけど、この記載でいいですかという話がありまして他に使ってないんで問題ないという話をしたんですけどもその後、1.15の計装の方の
1:25:42	条文のところで先行に倣ってですね括弧書きで、格納容器再循環ユニット入口温度出口温度という記載をするということになってまして条文間でばらつきがあったと。
1:25:55	ということがわかりましたのでそちら、1.6、この後に説明。
1:26:00	する1.7についてもですね、記載を統一したと、条文化の整合をとっております。
1:26:07	続きましてナンバー2です。こちら1.4のコメント2として残ってるんですけども、先に1.6のヒアリングが来ましたのでこちらの方で説明させていただきます。
1:26:19	いきたいなと思いました。こちら、格納容器スプレイの停止条件ですね、もともと泊の記載は、
1:26:28	炉心、
1:26:29	発熱有効長上端位置から0.5メートル下までという、泊の独自の記載になっていたんですけども、大井さんの記載を見ますと、取りまとめた比較表のですね資料1-3。
1:26:44	取りまとめた資料の8ページになります。
1:26:52	大井さんの記載ですと、格納容器内の重要機器及び重要計器が水没しない高さという表現、ここまで残存レベルの冷却を考慮した水張を行って、
1:27:05	そこを注水量の上限にしているというところでした。で、泊はですが、
1:27:14	先行の各社の記載を
1:27:18	確認しまして適切な記載というのは、結果としまして、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない条件の高さ、
1:27:29	これをスプレイの停止条件と記載するのが正しいと、適切であると判断いたしました。こちらの記載につきましてはまず大井さんの記載なんですけども、
1:27:38	大井さんの方は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:40	残存デブリの冷却と、あと格納容器内の自然対流冷却を成立させると、二つの目的に対して格納容器の圧力計を衰亡させないで緑ができると。
1:27:52	ということがわかりましてこちら玄海さんも一緒だったと、ということがわかっております。あと泊3号なんですけども、
1:28:00	格納容器自然対流冷却を成立させるということは大井さんと同じでして、あと残存レベルを冷却するという目的も一緒なんですけども、一部の格納容器圧力計の水没を考慮していると。
1:28:12	いう点では、大江大井さんと同じ記載にはできないのかなと思ひまして、1、同じように、格納容器圧力計の一部ですね複数ある良い圧力各格納容器圧力を一部考慮しているというプラントが、
1:28:25	川内高浜美浜伊方がありまして、その中でも記載表現が新しい美浜さんの表現を採用させていただきました。
1:28:35	同様としているんですけども美浜さんの設備名称が違ひまして格納容器循環り一暖房ユニットという名前だったので丸まま一緒にはできなかつたと。
1:28:45	ということになります。
1:28:50	資料1-7に戻っていただきまして、
1:28:57	10分の4ページナンバー14をお願いいたします。
1:29:05	こちら可搬型大型送水ポンプ車を使った場合の原子炉格納容器内のスプレー手段の作業時間、本文ですとか、タイムチャートの時間を変更しております。
1:29:18	こちら、タイムチャート、説明します。すいません。
1:29:28	1点、本体の方の1.6の153、お願いいたします。
1:29:47	はい。
1:29:48	1.6-153ページ見ていただきまして、黄色く囲ってあるところが変わっております。丹水源の時も同じように書いておりまして、
1:29:59	まず移動の部分なんですけども、この中身としましては、アクセスルート審査の方で、移動の時間でアクセスルートトンネル通る際に、連絡ですとか、待機の時間があると。
1:30:12	ということがありまして、そちらの積み上げをやり直しております。
1:30:19	はい。はい。
1:30:26	はい。
1:30:29	あと、二つ目の長めの黄色いバーのところなんですけどもここについてはポンプの起動時間もともと入ってたんですけども、2台ポンプで使いますのでそちらの時間の積み上げを再度実施しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:42	結果としましてはもう移動時間の時、連絡待機時間を含めたところが伸びまして、いいと。
1:30:50	可搬型大型送水ポンプ車を使った場合のタイムチャートについては、淡水のものによっても15分ずつ伸びているということになります。
1:31:01	こちらの連絡トンネルを通行する時の時間ですね、こちらの反映については他の他条文でも展開しているところでもあります。
1:31:34	はい。続きましてまた資料1-7に戻っていただきまして、
1:31:49	はい資料1-7の10分の9ページナンバー40になるんですけども、
1:31:55	こちら、第1.6.3に給電対象設備を一覧書く上で1、整理しておりますけども、
1:32:06	こちら、代替格納容器スプレイポンプの給電元の記載を適正化しておりますもともとの非常用高圧母線会議ありましたが、
1:32:16	ちよくちよく食う
1:32:19	直上といたしますか、資金の上流の電源母線である。
1:32:25	電源局元である代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の方が正しいということが、記載の適正化を行っております、こちらも他の同じ在来核熱スプレイポンプを使う。
1:32:39	条文につきまして展開を図る。
1:32:41	実施していております。
1:32:43	あともう1ヶ所ですが、計装用電源の給電元の記載を適正化しております。
1:32:48	こちら50の電源側の整備の方で、泊のもともとの記載ですと、下線部書いてあるところで非常用直流電源設備と記載しておりましたが、
1:32:59	こちらを所内常設蓄電式直流電源設備に記載し、変更しております。
1:33:05	こちら非常用直流電源設備のDB設備で、もともと出入り拡張で使えるというふうな整理をしていたんですけども、後備蓄電池を含めた整理の方が正しいと。
1:33:17	いうふうな記載の適正化が必要とわかりましたので、所内常設蓄電式直流電源設備というふうに直流電源の記載を変更しております。
1:33:30	主な修正箇所は以上になりまして、あとは条文名の整合ですとか条文間の整合を改めて見直したところについて姿勢を図っております。
1:33:43	あと最後に申し訳ないんですけども書類資料の不備がございましたので、説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:50	今回提出させていただいた添付資料 2、ページ番号の付番の動きと、図の落丁がございましたので、推しお伝えさせていただきます資料 1-1 なのですが、
1:34:03	171 ページまで行った後に、そのあと 131 ページという付番に戻ってしまっていると。
1:34:15	はい。添付資料の 1 ページ目が、本来 172 ページとなるべきところ 131 ページになってしまっていますので、ページが、以降重複してしまっていると。
1:34:25	いうところになります大変見づらい資料になってしまったこととお詫び申し上げます。
1:34:31	あともう 1 点ですが、このめくっていただきまして 1 の口 1.6-190 ページというところを開いていただきますと、
1:34:44	比較表は問題ないんですけども、本体の資料のところ、図 4、原子炉下部キャビティ水量の推移というグラフがあって、
1:34:55	右軸、横横づけ 2 時間、
1:34:58	縦軸に水量があるんですけど比較表は残ってるんですけども、図開き欠損してしまいまして、申し訳ないんですけども、大変見づらい資料になってしまいました次回申請させていただきます。
1:35:12	電子上もあったんですけども、あのデータが、
1:35:16	欠損してしまった。
1:35:20	印刷じゃなくてですね、
1:35:51	今後とも気を付けますので申し訳ございません。はい。
1:35:57	説明としては以上になります。
1:36:24	北海道電力山川です今のデータ欠損の部分ですけど全体にわたって再度確認して、改めて、
1:36:31	修正させていただきます。
1:37:06	規制庁脇本ですそれでは、確認に入りたいと思います。
1:37:11	何か質問コメントありますでしょうか。
1:37:32	規制庁の方について比較表の 1.6-15 ページをお願いしたいんですけど。
1:37:41	ちょっと何か変なコメントなんですけど
1:37:45	可搬型大型送水ポンプ車と代替給水ピットの赤字で書いてるところの理由で、
1:37:51	最短でも約 275 分を要するがっていう記載になってるじゃないですか。
1:37:57	これ、後の説明で 275 分以内にできますよっていう説明になってて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:04	そっち側はある意味なんか一番長くても 275 分でできますよって言うような気がするんですけど。
1:38:11	中津。
1:38:12	何かうまい記載がここでできないのかなって言うのがちょっと気になってて、
1:39:05	はい、北海道電力、山川です今ご指摘いただいたところはですね操作の成立性の部分については女川さんに合わせていないでできるというふうに書いてありつつ、
1:39:17	実習の理由のところについては大井さんに合わせて最短でもという記載になっていると、ちょっとその時間的な意味合いが、本当に正しいのかどうかと先行で記載例がないかと。
1:39:32	いうところを探して、ちょっと再考させていただきます。
1:39:37	規制庁岡田ですよろしく申し上げます。
1:39:40	もう 1 点あと 1 きっかけの 1.6 の 214 ページをお願いします。
1:39:56	ここ全厚に合わせて出だしが何か、泊 3 号炉の破断口があるって書いてあるんですけど、
1:40:05	ちょっと何か違和感があるんで何か評価で想定している破断口みたいな言い方にできないかなって言う。
1:40:13	気がしてるんですけどなんかは破断口あるんですかって。
1:40:17	いうふうに読めちゃうので、
1:40:21	北海道電力山川ですこちら、同じ資料が有効性評価にも出てきているのかな。
1:40:33	そうですね他のところ使ってるところも含めてですね。
1:40:38	ここの記載
1:40:40	破断口が最初から利用にもちょっと見えてしまうということだったので見直したいと思います。以上です。
1:40:48	政調会長よろしく申し上げます。ちょっと確認したんですけど
1:40:52	勝木のついてるループで N ぷー。
1:40:55	よろしいですね。
1:41:00	北海道電力山上水ループでございます。
1:41:03	規制庁片岸で、
1:41:05	みんな B ループ室に破断口があるって書いてあって、何か加圧器がついてるループを破断させた解析をやったような気がするんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:18	ちょっとその辺なんか有効性評価側の方に確認いただけないでしょうかという。
1:41:26	お願いなんですけど。
1:41:52	北海道電力山川さんの今のご質問は、ここで記載している1.6の214ページで泊欄のところで、赤字になっているところでビールベース及び原子炉下部キャビティではって書いてあるものの、
1:42:07	破断口を想定してるのは、もしAループの方が正しいんじゃないのかというご質問なのかなと思ひまして、これ隣並べてる仙台ですと、破断口があるループ室って書いてあって、
1:42:20	Eループの記載は特にないと。
1:42:24	いうところなのでちょっと他の関電さんにも同じような資料があるかなと思ひますしあと有効性評価の方ですね。
1:42:32	ちょっと確認しまして生産減少、
1:42:39	はい。
1:42:40	確認してもしこの頭、忠内であればこのような記載もあるのかなと思ひますけども確認させていただきます。以上です。形状がですねちょっとゴシック評価の何かモデル図だとBループって書いてあったような気はするんですけどちょっと確認だけ願ひします。
1:42:56	あと、この後
1:42:59	資料、何か、
1:43:01	結構いろんな資料館で使われていやこの
1:43:07	資料に限ったことじゃないんですけど、
1:43:09	例えば
1:43:12	前回なんか、
1:43:15	どっかな。
1:43:17	101.6230 ペイジーをお願いしたいんですけど、何か下の方でこの通路のTPの後、
1:43:26	12.1. 10.4 でつなぐのって変じゃないみたいな話を何か他の
1:43:32	手順かなんかでしてて、そういうところの水平展開はこれからなされるって理解でよろしいでしょうか。
1:43:40	北海道電力山川でございますその通りでございますまだ順次出していっているところで1.8で受けたコメントかなと思っておりますけど、
1:43:51	反映できてないのが実情でございます、今後直させて直して、再提出させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:04	北海道電力山川です 51 条でも使ってますのでその辺の整合をとつつ 条文間条文内での整合を図っていきたいと考えております。先日有効性 評価の過圧破損でエリアモニターの図とかも入れ替えてもらってて、
1:44:21	多分手順側でも似たような図をどっかではてたりしたような気がするん でちょっと有効性評価等設備手順側で何か合うように水平展開を、
1:44:33	お願いしたいと思います。
1:44:36	北海道電力山川です。添付資料になりますと有効性評価の資料であつた りとか、設備の資料であつたりとかそこに 3A 棟持ってきてそれ貼つて ると。
1:44:49	それぞれが先行の例に倣って編集してしまうと、
1:44:54	ちょっとばらつきが出てしまうというところもあるかと思っておりますのでそ の辺整合を図っていきたいと考えております以上です。規制庁岡ですよ ろしくお願いします。私からは以上です。
1:45:31	規制庁脇本ですそれでは、
1:45:34	その他、1.6、よろしいでしょうか。
1:46:18	規制庁脇本ですそれではじゃ、
1:46:22	1.6 ウーバー。
1:46:26	引き続き確認して、何かあれば、事実確認をしていきたいとは思いま す。それで、続いて 1.7 な一でよろしいでしょうか。はい。
1:46:37	1.7 の説明をお願いします。
1:46:42	北海道電力山川です。続きまして技術的能力 1.72 回目ヒアリングの説 明をさせていただきます。
1:46:51	説明は、特に大きいところなんですけども、1.7 についても今回添付資 料を提出させていただきました遅くなって大変申し訳ございません。
1:47:03	あと、
1:47:05	内容につきましては、記載の適正化、1.6 同様に図っております。
1:47:12	詳細については割愛させていただきます。記載の不備が 1.7 にもござい ましてそこだけ説明させていただきたいんですけども、
1:47:21	資料 2-3、まとめ資料本体と比較表の不整合ということで本体側あつて るんですけども、比較表が
1:47:31	に不備があつたのがありまして、資料 2-3 の
1:47:36	111714 ページ。
1:47:46	添付資料右方に添付資料 1.7. 3 と書いてあるところなんですけども、 下から 2 行目のところに、B の格納容器スプレイポンプ括弧自己冷却 と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:58	いうふうに書いてますがここ設備名称で書きたかったところでありまして、本体側の方はこの自己冷却取っております。で比較表に貼り忘れて張りかえを忘れてしまったという、不備でございます大変申し訳ございません。
1:48:12	不整合がございました今後気をつけます。
1:48:17	説明については以上になります。
1:48:24	規制庁秋本ですそれでは確認に入ります。何か全体通して何かありますでしょうか。1.7。
1:50:28	あ、
1:50:30	シビアアクシデント研究部門の菊池さんどうぞ。発話していただいて、
1:50:37	はい、ありがとう。規制庁1.7の、
1:50:41	i P h o n e 100 ページについて、
1:50:44	S、
1:50:47	こちらのページで
1:50:50	大井と友利の方で重大事故時の対応手順選択フローチャートというものを示しておりますが、
1:50:56	泊の方では大いに
1:50:59	比べて、下二つのフローチャートの台形のところで、自然対流冷却により原子力格納容器が冷却状態になったという記載が追記になっておりますが、これというのはどのような、
1:51:14	せえっと一設計上の影響ということですか。あとこのフローチャートのこれが加わったことの差っていうところを教えてくださいたいです。
1:51:28	北海道電力、山川です。
1:51:31	今、ご質問いただいたところですが、比較表の1.75、100ページの黄色く囲ってあるところかなと思うんですが、ここ記載を追加したというものではなくて記載の表現を変えたというところでございます、
1:51:47	燃料の発熱有効長の状態で5メーター下という残存デブリに着目した格納容器スプレイの停止条件、注水量の上限ですね。
1:51:59	この表現を見直したというところで記録係っております。
1:52:04	回答になってるでしょうか。
1:52:07	図面A、
1:52:09	ひろ囲っているところの、または上のところの冷却状態というワードがございまして、この冷却状態というのは、緩範囲でよろしい、具体的にどのような状態というものを指して、
1:52:20	いろんなでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:57	少々お待ちください。
1:53:00	はい。
1:53:30	北海道電力山川です。大変申し訳ございませんここはですね
1:53:35	もともと本文上の手順着手の判断基準とあとで、操作手順のところですね、
1:53:44	スプレイの停止条件として自然対流冷却食う、聞いてきた場合というような記載がございまして、それが本部側のセンコー大飯さんの例に倣ってやってることは同じ。
1:53:59	表現だけが違うと言うことがわかって削除したんですけども、フローチャ等側の方を消し忘れてしまったと。
1:54:06	他社の大井さんから達したといいますか、消し忘れましたと言ったところになります。
1:54:14	承知いたしました。ありがとうございます。
1:54:17	以上になります。ありがとうございます。
1:54:22	規制庁アキモトです。今の点はちょっとよくよく注意してもらいたいですけど本文が修正したのに図面とか、表とか、
1:54:32	フローチャートですかね直し合わせるってことは、ちょっと
1:54:36	よくないと思うんで、よくよく確認をしていただけたらと思います。
1:54:44	北海道電力の藤田です。
1:54:46	申し訳ございませんいろんなところで、そういった修正は行っておりますんで、おそらく、
1:54:53	これだけじゃない可能性があると思ってます。ちょっとブラッシュアップを図りたいと思います。すいません。
1:55:21	規制庁秋本ですその他 1.7、何かありますでしょうか。確認しておきたいこと。
1:55:29	よろしいですか。はい。それでは引き続き確認し、して、また必要に応じて、事実確認したいと思いますそれではと。
1:55:39	続いて 1.13 ですかね。
1:55:59	北海道電力西川でございます。それでは技術的能力 1.13、ヒアリング 2 回目ということで、
1:56:07	資料の方、3-3 の比較表と、資料 3-5 の、
1:56:13	ヒアリングコメント回答リスト。
1:56:17	の方を主に用いましてご説明させていただきます。
1:56:22	説明の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:25	流れでございますが、初めにコメント回答、ご説明して、次に、自主的に変更した部分、
1:56:35	とあと記載の適正化で一部手順着手の判断基準変更した部分でございますのでそこのご説明、
1:56:42	あと、資料の一部に不備がございましたのでその不備のないよう、ご説明させていただいて最後に、添付資料。
1:56:53	のご説明をさせていただきます。
1:56:56	初めにコメント回答についてですが、
1:57:01	資料3-5、コメント会。
1:57:05	ヒアリングコメント回答リストを、
1:57:08	お願いいたします。
1:57:10	こちらで、
1:57:13	いただいたコメント等の内容でございますが、
1:57:17	水源の考え方については、先行審査実績を踏まえ、手順着手の判断。
1:57:24	判断等、淡水と、
1:57:26	海水の優先順位について検討し説明することということでコメントいただきまして、
1:57:33	コメント回答の方でございますが、
1:57:36	まずう、可搬型大型送水ポンプ車により、
1:57:41	原子炉容器原子炉格納容器、また蒸気発生器に直接水注水するような場合は、
1:57:50	補助給水ピット等や、燃料取替用水ピットが、
1:57:55	水源等として使用できない状況、またはこれらのピットを水源とする注水手段がすべて使用できない状況でありますので、
1:58:06	可搬型大型送水ポンプ車いる注水を確実に継続させるために、
1:58:13	水源切替のによる注水の中断が発生しない、海水を優先する方針と、
1:58:22	方針でございます。こちらについては大井さんと同様となっております。
1:58:29	詳細につきましては、カクウ技術的能力のまとめ資料で、それぞれ整理いたします。
1:58:36	一方で補助給水ピットと燃料取替用水ピットへの補給を行う場合がございますが、
1:58:45	こちらは可搬型大型送水ポンプ車の
1:58:49	取水箇所が一枯渇する単水源の場合でございますも、
1:58:54	両ピットがバッファーとなりまして、原子炉容器等への注水自体は中断することなく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:02	可搬型大型送水ポンプ車の修正箇所を海水に切り替えることが可能でありますので、先行PWRの審査実績を踏まえまして補給は淡水を優先して使用する。
1:59:17	方針でございます。
1:59:19	コメント回答の最後のなお書きの方でございますが、
1:59:24	補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給については、
1:59:29	先行をPWRと同様に、淡水優先の方針に、
1:59:36	変更したこと。
1:59:38	あと、原子炉容器等への注水における層位については、各技術的能力のまとめ資料に、そういう理由を、
1:59:48	記載したため、
1:59:50	添付資料、もともとついていた添付資料 1. 13-24、
1:59:55	可搬型大型送水ポンプ車の水源選択に関わる方針の資料については不要と判断して
2:00:04	して、削除しております。
2:00:07	コメント回答の方については以上になります。
2:00:13	こちらの優先順位の具体例といたしまして、
2:00:19	資料 3-3 の比較表の、
2:00:22	1. 13-526 ページをお願いいたします。
2:00:41	こちらで、
2:00:43	泊の泊発電所 3 号炉の欄で、
2:00:48	炉心注水時における燃料取替用水ピットへの補給手順の、
2:00:55	フローチャート載せてございますが、
2:00:57	フローチャートの通り、補給に関しましては、原水槽を最初に使用しまして、
2:01:06	その次に代替給水ピット、その次が海水ということで、保険については冠水を優先して、補給するというフローチャートに修正してございます。
2:01:19	注水の方につきましては、
2:01:24	1. 13 の 524 ペイジー。
2:01:28	の方に、
2:01:30	フローチャート載せてございますが、
2:01:33	注水については、海水で海水を第 1 優先ということで、こちらについては変更がない。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:43	状態となっております。大井さんと同様の優先順位となっているという状況でございます。
2:01:54	コメント回答については以上になります。
2:01:58	次に、
2:02:02	資料3-6の適正化リストについては、ちょっと詳細な説明は割愛させていただきますが、
2:02:09	自主的に変更した箇所について、2点ほどご説明させていただきたいと思っております。
2:02:16	資料3-3比較表の
2:02:20	取りまとめた資料の1ページお願いいたします。
2:02:29	こちらの片括弧1の1のacポツ、
2:02:37	当社が自主的に変更したものでございますが、
2:02:40	黄色ハッチで追加している部分dですが、
2:02:49	補給の手段について、要員をふやしております。有効性評価の全交流動力電源喪失における作業で、
2:02:59	補助給水ピット枯渇時間が7.4時間となっておりますが、
2:03:04	それに対して余裕時間をさらに確保するということで、
2:03:10	可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給における要員数、災害対策要員数でございますが、こちらを3名から6名に増員しまして、
2:03:22	老朽化C、
2:03:24	までの想定時間を、
2:03:26	従来250分だったのを200まで短縮しております。
2:03:32	上記と同様の操作であります。
2:03:36	燃料取替用水ピットについても、
2:03:40	災害対策要員数3名から6名に変更いたしまして、こちらも想定時間250分から200に短縮しております。
2:03:51	また、有効性評価、全交流動力電源喪失や、格納容器過圧破損において実施するSFピット注水につきましても、
2:04:03	法
2:04:05	補助給水ピットと、燃料取替用水ピットへの補給と同様の手順でありますので、こちらについても3名から6名に変更しております。こちらについては今後1.11、
2:04:19	技術的能力の1.11の方に反映する予定でございます。
2:04:26	2件名でございますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:28	資料 3-3 比較表の 1. 13-99 ページをお願いいたします。
2:04:46	1. 13-99 ページの一番上の全交流動力電源喪失または A C C 原子炉補機冷却機能喪失時能っていう、
2:04:58	手順着手の判断基準を書いた記載でございますが、
2:05:02	この赤字部分の記載が、従来の記載ですとちょっと重複した記載の部分が、
2:05:10	ありまして、
2:05:11	へえ。
2:05:12	ちょっと具体的に
2:05:15	この赤字の中段ぐらいの熔融炉心を完遂するためにというところから、
2:05:20	括弧、最後の確保されている場合っていう、
2:05:25	ところろが、ちょっと 2 回出てくるような記載になっておりましたので、そこをまとめめた記載の形に変更いたしました。
2:05:34	こちらについても、技術機能力の 1.8 の方でも同様の着手基準、
2:05:41	記載されておりますのでそちらにも、
2:05:44	主、そちらも修正予定でございます。
2:05:49	続きまして、
2:05:52	資料 3-3 比較表の 1. 13-237 ページをお願いいたします。
2:06:10	こちらの一番下段の操作の成立性でございますが、
2:06:17	先ほど技術的能力の 1.6 の際にもご説明いたしましたが、女川の審査実績に合わせまして、ポンプの起動時間や重水時間、
2:06:30	等を反映して、1. 13 のこの水源の利用の方に、時間をすべて反映し、
2:06:40	した状況でございます。
2:06:42	今反映した結果ちょっと他の条文と時間の記載が、
2:06:47	ずれているところがございますので、そこについては、今後、各条文の方に反映させていただきたいと考えております。
2:06:58	適正カーリストや自主変更については以上でございます、
2:07:03	続きまして資料に一部不備がございましたので、そこについてご説明させていただきます。
2:07:14	ちょっと図表側の、
2:07:17	不備がありますので、まとめ資料側でご説明させていただきます。
2:07:24	資料 3-1 のまとめ資料の 1. 13-304 ページをお願いいたします。
2:07:41	はい。
2:07:47	304 ページの
2:07:49	上から 2 段目の原子炉冷却材。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:54	圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水。
2:07:59	の記載でございますが、こちらは機能喪失を想定する、設計基準事故対象設備、
2:08:07	の方に、補助給水ピット、こちら、今バーとなっておりますが補助給水ピットと記載するのが正しい記載でございますので、
2:08:18	こちら修正させていただきます。
2:08:22	続きまして、
2:08:29	うん。
2:08:32	まとめ資料の1. 13-314 ページをお願いします。
2:08:45	こちらは、監視計器の一覧になってございますが、
2:08:50	314 ページ中段の代替給水ピットを水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための、蒸気発生器への注水。
2:09:01	でございますが、こちらの方、1. 13 の手順着手の判断基準が、手段のところに、化カールしているわけではございませんので、
2:09:14	こちらについては、削除させていただく形で修正したいと思います。
2:09:21	これと同様の直が、
2:09:26	1、316 ページの、
2:09:29	原水槽を水源とした最終ヒートシンクへの熱を輸送するための蒸気発生器への注水、こちらも削除になりまして、
2:09:41	318 ページの海を水源とした最終ヒートシンク猪野。
2:09:46	熱を予想するための蒸気発生器への注水、こちらの方についても削除になります。
2:09:58	動画。
2:10:00	1 ページ戻っていただきまして、1. 13 の 317 ページでございますが、
2:10:07	こちら、上段に、脱気器タンクを水源とした蒸気発生器への注水の手段、ございますが、
2:10:17	現在原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水。
2:10:25	の項目しか、
2:10:26	表 2 入ってない状態となっておりますが、
2:10:30	これに追加して、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水と、
2:10:39	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水。
2:10:45	向こうにつきましても項の表に、
2:10:48	加わる逃がす正しい形でございますので、こちらに公物 2 項目について、追加させていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:00	あつとす。
2:11:03	不備の最後んになります、1. 13 の 346 ページをお願いいたします。
2:11:21	346 ページに、機能喪失。
2:11:26	原因分析の
2:11:28	図がございまして 2 分の 2 側でございまして、
2:11:33	こちら、対応集ダウン対処手段、手順一覧の方で、
2:11:42	機能喪失。
2:11:44	対象設備補助給水ピット等をちょっと追加して、今回修正しているんですが、本来であればこちらの議員分対策分析の方にも、
2:11:57	反映して、
2:12:00	適正化するのが正しい記載だったんですがこちらちょっと記載が、現在、適正化できてない状態でございます。
2:12:08	こちらについても、
2:12:10	見直して修正したいと思います。
2:12:15	以上になります。ちょっと資料不備ございまして申し訳ありません。
2:12:21	都築、続きまして添付の方の説明させていただきたいと思います。
2:12:30	北海道電力能登でございます。技術的能力 1. 13、添付資料について説明させていただきます。
2:12:39	技術的能力 1. 13 添付資料ですが、他の技術的能力と同じで、女川 2 号炉さんの審査実績を、
2:12:49	反映しつつ、大江大井 34 号炉さんとの 2 連表で作成しております。
2:12:55	泊特有の添付資料、1 点だけありますので、ご説明させていただきます。
2:13:02	比較表になりますが、1. 13、561 ページお願いします。
2:13:17	添付資料 1. 1311 になるんですけども、
2:13:22	こちらの添付資料放射性物質を含む燃料取替用水ピット、
2:13:28	放射性物質を含まない補助給水ピットの確認について、記載している添付資料となります。
2:13:35	泊 3 号炉ですが、直列に 2 個設置した隔離弁によって隔離をする方針設計としております。
2:13:43	大飯 34 号炉さん含めた先行 PWR、
2:13:49	ですが、
2:13:50	こちらについてはすべてディスタンスピースによって隔離設計する。
2:13:54	隔離している設計となっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:58	ながら、女川2号炉3ですけども、フィルターベント系、こちらは直列に2個設置した隔離弁によって隔離する設計となっております。
2:14:10	次に、1.13、563ページお願いします。
2:14:21	こちらのページ、表が二つついているんですけども、下の表になります。
2:14:28	ディスタンスピース、手動弁、スプールピース、フレキシブル配管。
2:14:34	この4種類の中で隔離の信頼性、及び作業性について比較をしまして、泊3号炉では、作業性が最もすぐれている隔離弁を選定しているといった記載となっております。
2:14:51	概要となりますが添付資料についての説明は以上となります。
2:15:03	規制庁脇本ですそれでは確認に入りたいと思います。
2:15:08	こちらから何か確認ありますでしょうか。
2:15:19	規制庁アキモトですちなみにあのコメント。
2:15:23	回答いただいてで、
2:15:26	これでとりあえず
2:15:28	海水と淡水の使い分けみたいなものは全部先行と。
2:15:35	一緒っていうことになったっていう理解でいいですかね。
2:15:45	はい北海道電力李でございます。補助給水ピットの燃料取替用水ピットへの補給について丹水源から、
2:15:54	優先して補給するということではここは先行PWRと同じでございます。
2:15:59	それから原子炉容器と格納容器への注水についても、海水を使うということで衛藤大井さんと同様と。
2:16:08	いうところでは。当蒸気発生器への直接に注水するところ、
2:16:14	竹井は大井さんに、もともと
2:16:18	送水ポンプ車のように海を使って大井さんの方にはその注水する手段がもともとございませんで、
2:16:27	マリーのプラスアルファの手順になってございまして、そこは、
2:16:34	江藤原子炉容器と格納容器と同様に、蒸気発生器に直接に注水する場合も、
2:16:41	海を使っていくということで整理させていただいております。以上です。
2:16:51	規制庁の気持ちですちなみにSGへの注水の海水注水は、先行例ではないんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:00	北海道電力古谷でございます。先行例としては、淡水から使うという手順がございます。
2:17:09	ここについては我々も考えまして、可搬型の大型送水ポンプ車を使うという場合については常設の設備での注水ができない。
2:17:21	最終的な
2:17:24	手段になりますので、そこまで常設設備が補助給水ポンプの故障、
2:17:31	S G直接給水用高圧ポンプという補助給水ポンプと同等の容量予定を持ってますポンプ、こちらも、
2:17:40	使えない場合にですね、送水ポンプ車を使いますので、
2:17:44	そういう場合には、海水を迷わず使いまして、ためらわず使いまして、注水を、
2:17:52	継続させる中断なく継続させるという目的で、原子炉容器格納容器と同じような考え方で、手順を考えております。以上です。
2:18:05	規制庁秋本ですわかりました。それでは、その他ありますでしょうか。はい。お願いします。
2:18:13	規制庁ができてと、ずーだけなんですけど
2:18:17	資料の比較表じゃない本体の3の一井乃音。
2:18:22	後ろからめくっていただいて461.13463ページをお願いします。
2:18:36	これと赤い線で建屋の横、左側から入ってるんですけど下の次のページのずって、
2:18:46	建屋の中で下から来てるような改正になってると、次465ページは青い点線ですね。
2:18:56	これ建屋の上から入っているように見えるんですけど467見ると、
2:19:01	何か、
2:19:02	建屋の下から入っているように見えるんですけど、
2:19:05	これは何かちゃんと繋がってるのかなってというのが気になって、
2:19:30	北海道電力の藤でございます。申し訳ございません。図の点線ですが、
2:19:37	こちらちょっとずれ、
2:19:42	点線線が正しくないと思われまますので、再度確認して、こちらについては修正したいと思います。以上です。
2:19:52	規制庁仮定して了解しましたよろしく申し上げます私から以上です。
2:20:08	規制庁の平本です。1点確認なんですけども、
2:20:14	1ポツ13-15って比較表ですね、比較表の方の
2:20:20	1ポツ中3-15ページなんですけど、
2:20:25	ここで一番最後のパラグラフで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:30	と。
2:20:31	水源を利用した対応手段ということで、燃料取替用水ピット、
2:20:38	を使う場合の話が書いてあるんですが、
2:20:41	ここに書いてあるのは重大事故等時において、補助給水ピット水源として利用できない場合は、
2:20:49	燃料取替用水ピット水源として、
2:20:52	原子炉容器へのホウ酸水注入等、行うって書いてあるですね。
2:20:59	でもこれ、この補助給水ピット水源として利用できない場合はと。
2:21:05	いうことは、じゃあ、
2:21:09	ここの文章の意味ですけども、
2:21:11	原子炉用系のホウ酸水注入は補助給水ピットの方が優先だと、そういう意味でしょうか。
2:21:21	北海道電力西川でございます。
2:21:24	こちらの方でございますが、
2:21:28	ちょっと日表の方も見ていただきたくて、
2:21:34	資料3-1の、
2:21:38	295ページをお願いしたいんですが、
2:21:51	こちらまとめ資料の方2、
2:21:57	つけてる表でございますが、
2:21:59	左に燃料取替用水ピットを水源とした対応ということで書いてございまして、
2:22:10	機能喪失を想定する。
2:22:14	設計基準事故対象設備が補助給水ピットとなっております。こちらの対応手段が、
2:22:23	原子炉冷却材バウンダリ高圧Gの原子炉容器への注水と書いてございますが、こちらについては、蒸気発生器での、
2:22:33	発電用原子炉の冷却が行えなくなった場合に対しまして、
2:22:43	一次冷却系のフィードアンドブローにより、発電用原子炉を冷却する手段を整備してございますので、
2:22:53	確かにちょっと比較表の方の表現では、ちょっと混乱を招くような表現となってしまっているんですが、
2:23:01	交渉想定として補助給水ピットを利用できない場合と記載している。
2:23:06	というのが実情でございます。以上でございます。
2:23:16	規制庁平間です。文章の意味わかりました。
2:23:21	あ、あとちょっと今、気がついて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:36	比較表の、
2:23:38	1-13-1 ページで、
2:23:44	下から6行目に、
2:23:49	(1) 重大事故等対処設備と自主対策設備って書いてありますけど、
2:23:54	この、この今日は何、何なのかなと。
2:23:58	(1)、
2:24:00	というのは上にも、
2:24:08	了解ですわかりましたすみません、一次判定しですね。
2:24:13	規制庁平本です。理解しました。ありがとうございます。
2:24:30	規制庁秋本です。そうすると、あとは先ほど多重の隔離の
2:24:37	添付資料、
2:24:40	1. 13の561からのやつですかね。
2:24:47	これわあ、
2:24:49	何か
2:24:52	評価もしていただいて、
2:24:56	何かこちら言いそうなことをやっていただいているんで、さっきも有井医師やっていただいているのかなって感じがするんで、すごく
2:25:05	いいのかなと思いつつ、
2:25:08	こうこう、これは、
2:25:10	ちょっと確認ですけど、多重で隔離っていうのは、
2:25:16	PWRは、
2:25:18	すみません、全部ディスタンスピース。
2:25:21	ですか。すみません。
2:25:23	北海道電力の藤でございます。先行PWPWRは、すべてディスタンスピースで隔離してございます。
2:25:32	以上です。
2:28:26	規制庁アキモトでそうするとここで、何、泊の特徴的なところに、
2:28:35	なるのかなあなんて、ちょっと思っ。
2:28:38	たんですけど。
2:28:41	ただ、その何でしょう。
2:28:45	この隔離、
2:28:47	二重の弁で隔離するっていうのは、通常、
2:28:52	どの系統でもやってるものですかみたいな整理でも
2:28:57	悪くはないかなと思いつつ、
2:29:01	どうしようかなと思ってるのは、何か、パワポに今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:07	何網。
2:29:08	んなんていうんでしょう、同等ですって言って、
2:29:14	トーク。
2:29:15	パフォーって多分特徴的なところは、
2:29:18	書くのかなと。
2:29:20	思うのD。
2:29:23	すけど、
2:29:25	設計変えてたりするようなところはしっかり明示して、
2:29:30	説明するのかなと。
2:29:33	思うんですけど、
2:29:36	そこはどう考えていらっしゃるでしょうか。
2:30:01	規制庁秋本です。一旦ちょっとここで休憩を挟みたいと思います。15分ぐらい休憩していただければと思います。
2:30:13	規制庁アキモトですじゃ休憩をりで、つづキーということで先ほどはあれだ。
2:30:21	多重の離散スペース等の関係なんですけど、
2:30:31	別に特に変わったことをやっているわけではないという認識ではあるんですけどそういう認識で、
2:30:39	よろしいでしょうか後は特徴的なところ、特定副長的なところだと思うんですけど、パワポは別に入れなくていいんでしょうかっていうのは、
2:30:48	質問なんだったんですけどはい。
2:30:52	北海道電力古谷でございます。
2:30:56	ここの
2:30:57	直列多重の弁ですね切り分けるというところについて泊の
2:31:04	特徴的なところでして取りまとめた資料の方にもちょっと書き込めてないところがございますそこは充実しようかなと思ってなんですけどもちょっと
2:31:15	設計の経緯だけお伝えしたいなと思います。
2:31:19	2000、13年のですね、す。
2:31:25	有効性評価の審査会合の方で、
2:31:28	当然
2:31:31	恒設化ではなくって
2:31:34	代替格納容器スプレイポンプなんですけれども、
2:31:39	フレキシブル配管とって、ホースをですね接続して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:47	注水の系統構成をして、行うという手順設備だったんですけども、格納容器の過圧破損の方の制限時間にちょっと余裕がなかったもので、そこに対しての指摘事項
2:32:04	受けておりますんで、
2:32:06	その回答として、2014年の10月の7日の審査会合で、
2:32:13	降雨の設計の変更をご説明しております。
2:32:21	ここのフレキシブル配管んというフォースですねホースで取り、接続するのではなく、
2:32:29	恒設加配恒設配管化しまして、そ効能時間短縮を図るために、
2:32:36	二重の、
2:32:38	ペーンD切り替えるというような設計変更をしまして、格納容器の過圧破損の能勢格納容器スプレイの制限時間に対して余裕を持たせると。
2:32:51	いう設計経緯がございましてそれを、
2:32:54	2014年の10月7日にご説明しているという状況です。ここの、今回、1.13の方に添付しました資料についても、
2:33:06	少し資料構成を変えておりますけれども内容についてはそのときの審査会合の補足資料として、
2:33:13	ご提出している内容と同じでございますので、その辺りの設計経緯については、
2:33:21	取りまとめた資料の方に記載したいと思います。
2:33:25	パワーポイントの方については、2017年の3月までの審査いただいたものから、
2:33:34	大きな設計変更運用の変更はないということで、記載はそのまま。
2:33:40	で今考えておりますけれども、まず取りまとめた資料の方でしっかり説明できるようにさせていただきます。
2:38:28	規制庁アキモトでそれであとは制限的になっているところは、
2:38:37	前の話にあった貫通部止水ぶたの件っていうのは、
2:38:44	ここでは出てこないっていうことでよかったですっけ
2:38:48	取水見水の取水投げ込む方式に変えた。
2:38:53	うん。でしたっけ。
2:39:24	北海道電力田口です。
2:39:27	津波の時の止水する壁のところにあいている穴のところの蓋をつける。
2:39:33	そこにホースをつなぐというような形で最初考えてましたけれども、
2:39:37	43条環境条件の方で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:41	S Aが起きたときの津波のレベルを考えたら敷地遡上しない高さになったという評価に変わりますので、
2:39:48	その結果、S AのオペレーションをS Aのときですので、津波が上がってこない。従って女川と同じように、防水扉を、
2:39:57	開けて、
2:39:59	壁の中に入って、ポンプでくみ上げると。
2:40:02	はい、そういう。
2:40:04	方式に変更いたします。
2:40:08	規制庁アキモトでそれは手順側には特段出てこない。
2:40:14	ていうことでよかったんですけど。時間とかも特段変わらなかったりとかですか。
2:40:33	長。少々お待ちください。
2:41:04	北海道電力古谷でございます。防水兵器の扉の開放についてはちょっとその扉のですね設計の方も少し
2:41:14	検討中のところがございまして、今のところタイムチャートのほうには影響がないようにですね設計することも分、含めて検討中なんですけれども、
2:41:27	ちょっとそのあたりはまた家設計が決まり次第
2:41:31	タイムチャートの方に影響があるかないかも含めてですね、今後ご説明させていただこうかなというふうに考えております。
2:47:35	規制庁アキモトですそれではその他何かありますでしょうか。
2:47:40	ちなみになんですけど3-ル資料3-6の適正化リストのこれ、
2:47:47	前回審査資料、
2:47:50	に対する規制適正化箇所リストなんすけどこれ、前回は行って、
2:47:55	本、
2:47:58	ヒアリング、1回目のヒアリングのことを言っている感じですか。ちょっとそれにして何か物量がすごい。
2:48:05	多いなと思ってこれもしかしてあれですか、ずっとつ。
2:48:09	たまってるものみたいな。
2:48:11	ことですか。
2:48:59	北海道電力の藤田です。前回ヒアリング時の時に、ちょっと主、かなり多くの不備が、資料の不備がございまして、それが前回の資料に反映できておりませんでしたので、
2:49:11	今回このような、ちょっと物量の多い範囲になってしまったというものでございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:42	規制庁秋本です。それではじゃあ、1.13は、以上でよろしいでしょうか。確認何かありますでしょうか。
2:49:52	では後、
2:49:53	資料としてはパワーポがあるかなとは思いますが、パワーポは何か。
2:50:00	或いは説明ありますでしょうかと、特段んなければ、
2:50:16	北海道電力古谷でございます特段特筆すべきところはないんですけども1.14の方で、
2:50:28	燃料タンクのSAですねこれを追加しましたという記載20、パワーポの28ページに、
2:50:38	なりますけれども、そのあたりを記載してますのと、
2:50:44	それから、
2:50:47	すみません戻っていただきまして水源のほうの18ページの方の、
2:50:53	一番下のところですけども、先ほどご説明させていただきました
2:51:00	補助給水ピットへの補給等、燃料取替用水ピットへの保険の要員数の変更とかこの辺り
2:51:07	今回見直したところを、記載はしてますが、その他は
2:51:16	先行と比較しまして同等と考えてますので、
2:51:24	説明については以上でございます。
2:51:44	規制庁アキモトです今の18ページだと。
2:51:50	一番下のポツで、補給における要員数を3名から6名5つというのは、これあれですねちょっと
2:52:01	理由が全く、
2:52:04	書いてないのなんで、記載の充実とか、表現の適正化。
2:52:13	のうち、
2:52:14	ではないんです。以下に示す通り手順に係る変更を行うとともにか。
2:52:20	だから、
2:52:21	先行審査実績を踏まえて、
2:52:26	そっか、何か特徴的な何か変更したのがあるんだったら、理由とともに、C I S S説明をしていただいた方がいいかなと思うんですがいかがでしょうか。
2:52:42	北海道電力古谷でございます。取りまとめた資料の方に記載しました
2:52:49	有効性評価カーの制限時間に対して余裕を確保するというのが目的でございますので、この辺りは
2:52:59	パワーポイントの方にも適切に非記載を見直したいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:11	規制庁秋本です。
2:53:13	一応そのパワーポイントは何か特徴的なところがあれば、わかりやすくしておいていただくと、我々も見落とさなくて、
2:53:23	済むので、
2:53:25	できるだけその
2:53:27	何ていうんでしょうね先行との差分で、
2:53:31	本当は
2:53:32	論点になりそうなところはパワーポ2 っていうことだとは思いますが、 ど論点って言い方今してないので、
2:53:41	課題。
2:53:43	課題ってわけじゃないですけど特徴的なところ。
2:53:46	は、やっぱりちょっとパワポで示していただいくってところなのかな と思ってますと、その上で変更があったところは、
2:53:57	理由とともに、
2:53:58	変更点は示していただいた方が大きなところっていうイメージではいい んですけど網羅的に示しちゃったらちょっとパワポの意味がないとは思 うので、
2:54:11	代表的なものは入れていただくっていう考え方で作っていただくのかな あとということですね。
2:54:20	はい。
2:54:24	北海道電力の藤田です。承知いたしました。今申し上げた、この3名か ら6名の変更、変更とかですね、こちらの時しかもちしかありませんの で、ちょっとこのあたり、
2:54:36	1枚物か何か取り付けてですね、それがわかるような形にさせていただ きたい、いただきたいなというふうに思います。
2:54:45	はい。以上です。
2:57:11	規制庁秋本ですそれではじゃ全体通じて何かありますでしょうか。
2:57:16	よろしいでしょうか。
2:57:18	Webの方も含めて、大丈夫でしょうか。
2:57:21	北海道電力からは何か。
2:57:24	ありますか。
2:57:26	大丈夫そうですか。
2:57:28	はい、じゃあ、大丈夫であれば。はい。大丈夫です。
2:57:31	一応引き続き、資料は確認させていただいて、また必要に応じて事実確 認をしていきたいとします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:40	はい。それでは、じゃあ、本日のヒアリングを以上にします。お疲れ様でした。
---------	--------------------------------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。